

議案第百十号

三朝右岸幹線管渠築造工事（六一―一）請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事（六一―一）請負契約の締結についての議決（昭和六十一年七月四日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「九七、〇〇〇、〇〇〇円」を「一〇六、五九〇、二一九円」に改める。